

旭川市・大雪消防組合 消防指令業務共同運用検討委員会の検討結果及び基本合意書の締結について

1 検討結果

消防指令業務の共同運用に係る取組について、検討結果(最終報告)を報告します。

【検討結果】

消防指令業務の共同運用に向けて取組を進める。

【大雪消防組合の構成町(6町)】

美瑛町(本部)・東川町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町

2 検討結果報告書の概要

- (1) 共同運用による効果
 - ア 住民サービス向上・人材配置の最適化・情報一元化による災害対応力の強化
 - イ 施設の整備や維持管理経費等の削減
- (2) 共同運用する業務範囲
 - 119番の受付、出動隊の決定、消防無線の統制、車両動態管理等
- (3) 運営方式
 - 旭川市への事務委託(地方自治法第252条の14)
- (4) 共同消防指令センターの体制(配置人員)
 - 23人体制(通信員21人(3人増)・管理運営員2人)
- (5) 共同消防指令センターの設置場所
 - 現在の旭川市消防指令センター内(総合防災センター3階)
- (6) 共同消防指令センターの名称
 - (仮称)旭川大雪圏域消防指令センター(連携中枢都市圏と整合)
- (7) 施設の整備、保守管理、指令業務の運用等に係る経費負担シミュレーション

(単位：千円)

経費区分	整備費	実施設計費	保守管理費	運営経費	回線通信料	人件費	合計
経費性質	イニシャル		ランニング(年間)				
負担方法	単独整備費割		基準財政割(消防費)		実費負担	通信員割	
負担率	(旭川：大雪) 59：41		(同) 75：25		—	(同) 20：3	
旭川	1,545,281	23,971	71,990	4,038	11,656	174,420	1,831,356
大雪	988,215	16,762	23,386	1,312	3,234	26,163	1,059,072
合計	2,533,496	40,733	95,376	5,350	14,890	200,583	2,890,428

3 基本合意書の締結

旭川市・大雪消防組合 消防指令業務共同運用検討委員会の検討結果及び大雪消防組合管理者からの消防指令業務の連携・協力を進めたいとの申入れを受け、基本合意書を取り交わします。

- (1) 締結の相手方 大雪消防組合管理者 美瑛町長 角和 浩幸 氏
- (2) 締結時期 令和8年5月（予定）

4 今後のスケジュール

- ※ 令和8年3月16日：第4回旭川市・大雪消防組合消防指令業務共同運用検討委員会
（検討結果取りまとめ）
- (1) 令和8年5月 : 共同運用に関する基本合意書の締結【旭川市・大雪】
 - (2) 令和8年6月～ : 実施設計（R8・2定 補正予算）
 - (3) 令和9～10年度 : 共同消防指令システム及び消防救急デジタル無線の整備
: 事務委託（受託）に関する議決【旭川市・大雪】
: 調印式（セレモニー）
 - (4) 令和11年4月～ : 共同運用開始

以下余白